

釧路市発注工事における現場代理人・主任技術者等の配置等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市が発注する建設工事における現場代理人について、また主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）の配置等に関する取扱い等について、建設業法その他関係法令を遵守し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の配置)

第2条 受注者は、工事現場における運営、取締り及び権限を行使する者として、現場ごとに現場代理人を配置し、かつ常駐させなければならない。

ただし、第8条第1項の規定により、現場代理人を兼任できると認められた工事はこの限りでない。

2 共同企業体における前項に規定する現場代理人については、次の各号に掲げるものに依じて配置することとする。

- (1) 甲型共同企業体 代表者となる者が現場代理人を配置することとする。
- (2) 乙型共同企業体 それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が現場代理人を配置することとする。ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。

(現場代理人の配置期間)

第3条 現場代理人を配置する期間は、着工日から工事が完成し、完成通知書を提出するまでの期間とする。

ただし、次の各号に掲げる期間で、発注者と受注者の間で設計図書又は打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確になっている場合は、常駐を要しない。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(現場代理人の雇用関係)

第4条 現場代理人は、受注者との直接的な雇用関係を必要とする。

なお、直接的な雇用関係とは、現場代理人と受注者との間に第三者の介入

する余地のない雇用関係をいい、派遣社員、在籍出向者などは該当しない。

(現場代理人の途中交代)

第5条 現場代理人の途中交代は、できないものとする。

ただし、現場代理人の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない特別な場合及び次の各号に掲げる場合及び建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ途中交代することが合理的であると認められる場合は、発注者と受注者により協議して契約の履行に支障がないと認められた場合に限り、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意の上、途中交代を認めるものとする。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事で、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐との兼務)

第6条 現場代理人は、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と兼務することができる。

(営業所における専任の技術者と現場代理人の兼務)

第7条 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤してその職務に従事することが求められることから、現場代理人として配置することはできないものとする。

ただし、工事現場と営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあつて、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると認められる距離で、次の各号のいずれかに該当する場合、かつ第8条第1項の規定により現場代理人を兼任できると認められた工事1件に限り、現場代理人として配置できる。

- (1) 工事現場が旧釧路市地区・旧阿寒町地区・旧音別町地区のうち、同一地区内である場合
- (2) 工事現場と営業所が10キロメートル程度近接している場合

(現場代理人の兼任)

第8条 次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、同一の者が2又は3件の工事の現場代理人を兼任できるものとする。

ただし、監理技術者又は特例監理技術者の設置が義務付けられている工事で、現場代理人が監理技術者又は監理技術者補佐を兼務している場合は、他の工事との兼任はできないものとする。

なお、他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。

- (1) 現場代理人が、作業期間中に止むを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。
- (2) 現に現場代理人を3件兼任していないこと。
- (3) 現場説明書に現場代理人の兼任不可の記載がないこと。
- (4) 1件当たりの請負金額が4千万円（建築一式工事は8千万円）未満であること。

- 2 前項第4号の請負金額を超える場合においては、工種が同じ、かつ旧釧路市地区・旧阿寒町地区・旧音別町地区のうち、同一地区内の工事である場合または工事現場相互の間隔が10キロメートル程度近接している場合は、2件までの現場代理人の兼任を認める。

ただし、現場代理人が第6条の規定により主任技術者を兼務している場合は、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工される工事に限り兼任を認めるものとする。

- 3 乙型共同企業体に係る前条の規定の適用については、本条第1項第4号中「請負金額」とあるのは「特定建設工事共同企業体付属協定書（乙型）第2条に記載されている工事の分担工事額」と読み替えるものとする。

（現場代理人の兼任配置に係る手続き）

第9条 受注者は、前条の規定により現場代理人を兼任する場合は、新たに契約を締結する建設工事の発注者に対して「現場代理人兼任配置申請書」（別紙様式）を兼任する工事が2件の場合は2部、3件の場合は3部提出するものとする。

- 2 発注者は前項の申請があった場合、内容を確認の上、受注者に対し、許可書を提出する。

（現場代理人の兼任配置を行う場合の留意事項）

第10条 受注者は、現場代理人を兼任して配置する場合は、次の各号に留意することとする。

- (1) 現場代理人は、移動中を除き、必ずいずれかの現場に常駐することとする。
- (2) 現場代理人は、3件の工事を兼任している場合、他の工事の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐になることはできないものとする。
- (3) 現場代理人を兼任して配置している工事が、その後の設計変更により、第8条の要件を満たさなくなった場合においては、別の者を現場代理人として配置するなど、本要綱に基づき、適切に取り扱うものとする。

(現場代理人の兼任配置の解除)

第11条 発注者は、現場代理人の兼任配置を認めた工事において、施工管理体制が不十分と判断したときは、兼任配置を解除するものとする。

(主任技術者等の配置)

第12条 受注者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない。

- 2 請負金額が4千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上となる場合には、現場ごとに配置する主任技術者、監理技術者は専任でなければならない。
- 3 下請金額の合計額が4千5百万円（建築一式工事の場合は7千万円）以上となる場合には、監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない。
- 4 共同企業体における主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の配置については、次の各号に掲げるものに応じて配置することとする。

(1) 甲型共同企業体 各構成員が主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置することとし、請負金額が4千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上となる場合には、各構成員が配置する主任技術者、監理技術者は専任でなければならない。

なお、下請金額の合計額が4千5百万円（建築一式工事の場合は7千万円）以上となる場合には、構成員の1者以上が監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない。

(2) 乙型共同企業体 それぞれ分担する工事において、担当する工事の施工期間中につき、各構成員が主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置することとし、分担する工事に係る請負金額が4千万円（建築一式工事の場合は8千万円）以上となる場合には、各構成員が配置する主任技術者、監理技術者は専任でなければならない。

ただし、配置期間はそれぞれ担当する工事の施工期間中のみとする。

なお、分担する工事に係る下請金額が4千5百万円（建築一式工事の場

合は7千万円)以上となる場合は監理技術者又は特例監理技術者を配置しなければならない。

- 5 本条において、特例監理技術者を配置する場合は、当該工事現場に専任の監理技術者補佐を配置しなければならない。

(主任技術者等の兼任)

第13条 主任技術者は、2又は3件の専任を要しない工事を兼任できるものとする。

- 2 兼任する工事の請負金額の合計額が4千万円(建築一式工事の場合は8千万円)以上となる場合には、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工される工事に限り、2件の工事の兼任を認めるものとする。
- 3 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲に限り、2件の工事の兼任を認めるものとする。

(兼任の特例)

第14条 主任技術者が工事を兼任するにあたり、専任を要する工事を含む場合にあつては、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であつて、工事現場相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工される工事に限り、2件の工事の兼任を認めるものとする。

- 2 前項の規定は、専任の監理技術者には適用しない。
- 3 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事で、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の技術者が全体を掌握し技術上の管理を行うことが合理的であると考えられるため、これら複数の工事を一の工事とみなし、同一の主任技術者等の配置を認めるものとする。

(主任技術者等の配置期間)

第15条 主任技術者等を配置する期間は、着工日から工事が完成し、完成通知書を提出するまでの期間とする。

ただし、次の各号に掲げる期間で、発注者と受注者の間で設計図書又は打合せ記録等の書面によりあらかじめ明確になっている場合は、専任を要しない。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間)
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(主任技術者等の雇用関係)

第16条 主任技術者等は、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。

なお、直接的かつ恒常的な雇用関係とは、現場代理人と受注者との間に第三者の介入する余地がなく、入札日若しくは見積日以前3か月以上の雇用関係があることをいい、派遣社員、在籍出向者などは該当しない。

(主任技術者等の途中交代)

第17条 主任技術者等の途中交代は、できないものとする。

ただし、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない特別な場合及び次の各号に掲げる場合及び建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ途中交代することが合理的であると認められる場合は、発注者と受注者により協議して契約の履行に支障がないと認められた場合に限り、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意の上、途中交代を認めるものとする。

なお、監理技術者から特例監理技術者への変更又は特例監理技術者から監理技術者への変更は、途中交代には該当しない。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事で、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

(営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者の兼務)

第18条 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤してその職務に従事することが求められることから、主任技術者等として配置することはできな

いものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事現場と営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあつて、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できると認められる距離で、次の各号のいずれかに該当する場合は、1件に限り、専任を要しない工事の主任技術者又は監理技術者として配置することができる。

(1) 工事現場が旧釧路市地区・旧阿寒町地区・旧音別町地区のうち、同一地区内である場合

(2) 工事現場と営業所が10キロメートル程度近接している場合

(主任技術者等の兼任配置を行う場合の留意事項)

第19条 受注者は、主任技術者又は特例監理技術者を兼任して配置している工事が、その後の設計変更により、第13条又は第14条の要件を満たさなくなった場合においては、別の者を主任技術者等として配置するなど、本要綱に基づき、適切に取り扱うものとする。

(主任技術者等の兼任配置の解除)

第20条 発注者は、主任技術者又は特例監理技術者の兼任配置を認めた工事において、施工管理体制が不十分と判断したときは、兼任配置を解除するものとする。

(入札参加申請時の配置予定の主任技術者等)

第21条 一般競争入札(次項に掲げる事後審査型一般競争入札を除く。)における配置予定の主任技術者等については、次の各号に応じて取り扱うこととする。

(1) 入札参加申請をする時において、複数の案件に対し、同一の者を配置予定の主任技術者等として申請することができる。

ただし、着工日に主任技術者等を適切に配置しなければならない。

(2) 申請する工事の着工日前日までに従事中の工事がしゅん工する見込みである場合に限り、申請日時点で専任を要する工事に従事中の者を配置予定の主任技術者等として申請することができる。

2 事後審査型一般競争入札における配置予定の主任技術者等については、次の各号に応じて取り扱うこととする。

(1) 入札参加資格確認申請書に記載する配置予定の主任技術者等を必ず配置しなければならない。

(2) 申請する工事の着工日前日までに従事中の工事がしゅん工する見込みで

ある場合に限り、申請日時点で専任を要する工事に従事中の者を配置予定の主任技術者等として申請することができる。

附 則

この取扱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この取扱要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要綱は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この取扱要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要綱は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この取扱要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この取扱要綱は、令和5年1月12日から施行する。